

社会福祉法人向け

役員賠償責任保険のご案内

役員賠償責任保険(D&O保険／Directors & Officers Liability)

＜平成29年4月1日施行 改正社会福祉法に対応＞

引き続き安心して役員に就任いただけるよう、役員の皆さまの賠償リスクを補償する、役員賠償責任保険を新設いたします。

本保険の特長

- ①役員賠償責任保険の対象者は、
『**社会福祉法人の理事・監事、評議員、理事会で選任された施設長**』が対象です。
- ②役員への損害賠償請求にかかる『**法律上の損害賠償金**』、『**争訟費用**』等、役員の皆さまが被った損害を補償いたします。またいわゆる「言いがかり」の訴訟にも対応いたします。
- ③損害賠償請求がなされるおそれがあるとして引受保険会社に通知をいただいた場合に**訴訟に関する必要文書作成にかかる費用等を補償する『初期・訴訟対応費用補償特約』**がセットされております。
- ③**セクハラ・パワハラ等の雇用関係のトラブルにより、役員の皆様が管理責任を問われ、**慰謝料等の請求を受けた場合にも対応ができる『**雇用慣行危険補償特約**』がセットされております。

保険期間：平成29年 2月 1日(午後4時)～平成30年 2月 1日(午後4時)

募集締切日：平成29年 1月16日 (月)

お申込みいただけるのは、社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会の会員に限ります。
加入申込票の送付先(団体窓口)・保険料の払込み先は最終ページをご覧ください。
中途加入につきましても随時受け付けていますので、ご希望の場合は取扱代理店までご連絡ください。

社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会

(1) 役員賠償責任保険の概要

第三者訴訟

法人訴訟

社会福祉法人の役員の業務遂行に関する賠償リスクを補償します。

役員のリスク

職員の不適正な業務リスク

職員が不適正に資金を運用および管理し、法人に損失が発生、債務の返済が不可能になった。

役員としての監視・監督を怠ったとして、法人の債権者から損害賠償請求訴訟が提起された。



パワハラ・セクハラリスク

法人内でセクシャルハラスメントを受けた女性職員から、法人が何ら再発防止策を講じないためにセクシャルハラスメントを受け続け、精神的苦痛を受けたとして、慰謝料につき、役員が損害賠償を請求された。



重要

- ◎改正社会福祉法の施行(平成29年4月1日)により、役員の方々は、会社法上と類似の義務と責任を負担することになります。
- ◎賠償請求を受けた場合、役員皆さまの個人の財産で賠償しなければなりません。
- ◎賠償金の支払債務は相続の対象となります。

本保険の概要

貴法人の役員の方々が(被保険者)が、その業務について行った行為(不作為を含みます)に起因して、保険期間中に役員の方々に損害賠償請求がなされたことによって被る損害(法律上の損害賠償金や争訟費用)に対して、保険金をお支払いします。

第三者・従業員

役員(理事・監事)、評議員、理事会で選任された施設長

貴法人



不作為行為等に基づく損害賠償請求

民法709条: 不法行為責任

<さらに、H29.4.1~>
社会福祉法45条の21:

役員または評議員の第三者に対する損害賠償責任



債務不履行責任(善管注意義務違反)等に基づく損害賠償請求(注)

民法415条: 債務不履行責任

<さらに、H29.4.1~>
社会福祉法45条の20:
役員等の損害賠償責任



改正福祉法により役員の方々の損害賠償リスクが明確化

施設・職員の方々の日々の業務が、**思わぬ損害賠償リスクにつながるおそれが多々あります。**

役員賠償責任補償制度(D&O保険)は、役員の方々の損害賠償リスクを補償することで、役員の方々の健全な経営判断および貴法人の方々の更なる発展をサポートします。

お支払いの対象となる損害

① 損害賠償金(判決において支払を命じられた損害賠償金、和解金等)

法律上の損害賠償責任に基づく賠償金をいいます。ただし、税金、罰金、科料、過料、課徴金または懲罰的損害賠償金もしくは倍額賠償金(これに類似するものを含みます。)の加重された部分および被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償金を含みません。

② 争訟費用(弁護士に支払う着手金や報酬金等)

被保険者に対する損害賠償請求に関する争訟(訴訟、調停、和解または仲裁等をいいます。)によって生じた費用(被保険者または社会福祉法人等の従業員に報酬、賞与または給与等として支払われたものを除きます。)で、引受保険会社が妥当かつ必要と認めたものをいいます。争訟費用については、引受保険会社が必要と認めるときは、損害賠償請求の解決に先だって支払うことがあります。ただし、保険金を支払わない場合に抵触する可能性のある事例においては、損害賠償請求の解決に先だって争訟費用の支払いはできませんのでご了承ください。

(注)上記①と②の保険金は、加入者証記載の支払限度額を限度としてお支払いします。適用される普通保険約款・特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

(2) 社会福祉法人の理事等に対する訴訟リスク

【想定事例】

現時点で社会福祉法人の役員(理事・監事および評議員)に対して想定される損害賠償請求事例は次のとおりです。

国の特別会計の支出を受けている社会福祉法人において、法人が職員の親睦団体に数千万円もの支出をしていたことが判明。福利厚生費として旅行や懇親会、慶弔費などに充てられたところもあった。これらの支出が適切でないとの指摘を受け、理事の責任が追及された。

国庫補助金を受けて行っていた事業について、一部の職員が事業とは直接関係ない用務のための旅費や飲食へと、継続的に支出を行っていたことが判明。補助金の全額を返還し、事業縮小を余儀なくされたことから、理事の責任が追及された。

【訴訟事例】

以下の訴訟事例は、公開情報に基づいて要約したものです。

原告	被告	訴訟内容	判決・金額
利用者の母親	法人、法人理事長、職員	職員の暴力による利用者の死亡	約1,900万円の支払い
被告の運営する施設に勤務していた職員3名	理事長、理事	不当な解雇(解雇権の濫用)	870万円の支払い

※上記想定事例・訴訟事例は、社会福祉法人向け役員賠償責任保険の有無責を示すものではなく、必ずしも、この保険でお支払いの対象となる事例ではありませんのでご注意ください。

(3) 加入タイプと保険料例

年間保険料 (イメージ)

<法人全体> 以下は目安です。実際の保険料は最近の決算年度の総資産額に応じ法人ごとに算出されます。

加入タイプ	支払限度額	総資産ごとの概算保険料の目安					
	(1請求・保険期間中)	10億円まで	15億円	30億円	50億円	100億円	200億円
A	5,000万円	7万円	7.3万円	9万円	10.5万円	12.5万円	14万円
B	1億円	10万円	11万円	13.5万円	15.5万円	18万円	21万円
C	3億円	19万円	20万円	25万円	29万円	34.5万円	40万円

<モデルケース>

- ・役員数 計53名 (理事15名、監事2名、評議員35名、施設長1名)
- ・総資産額 約15億円
- ・加入タイプ Bプラン(支払限度額1億円)

<役員1名あたり/年間>

約**2,080円**

(合計11万円÷役員53名≒2,080円)

(4) 加入手続方法

保険期間:平成29年2月1日(午後4時)～平成30年2月1日(午後4時)

募集締切日:平成29年 1月16日(月)

<保険期間の途中からのご加入が可能です。>

1. 「加入申込票」、「告知事項申告書」に必要事項を記入・押印いただきます。
2. 上記1の書類に加え、総資産額に分かる決算資料(貸借対照表等)をご用意いただきます。
3. 保険料を募集締切日までにお振り込みいただきます。

<お振込先> 郵便局 00980-2-153653

名義 「ひょうご福祉サービス総合補償制度 社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会」

本保険に関するお問い合わせ先

<団体保険 運営事務局>

社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会 福祉事業部

〒651-0062 神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター内

TEL:078-242-4635 FAX:078-251-5678

<団体保険 取扱代理店>

株式会社兵庫福祉保険サービス

〒654-0023 神戸市須磨区戎町4-1-17 TEL:078-735-0166 FAX:078-735-1890

<団体保険 引受保険会社>

三井住友海上火災株式会社 神戸支店神戸法人営業課

〒651-0171 神戸市中央区栄町通1-1-18 TEL:078-331-8502 FAX:078-331-5027